

ヴィーナスフットキッズクラブ会員規約

第1条 ヴィーナスフットキッズクラブ会員資格

ヴィーナスフットキッズクラブ会員とは、ヒルズカード会員規約に規定する会員（以下「カード会員」といいます）と同一世帯に属する12歳に達した後最初に4月1日が経過するまでの未成年者であって、カード会員が本規約を承認の上、カード会員の自筆によりその未成年者のためヴィーナスフットキッズクラブに入会の申込をされ、森ビル株式会社（以下「当社」といいます）が入会を承認した未成年者（以下「キッズクラブ会員」といいます）とします。

第2条 キッズクラブ会員情報の登録・変更

- 1.当社は、第4条に定める利用目的達成のため、カード会員の住所、電話番号、姓およびキッズクラブ会員の名、生年月日、性別（以下「キッズクラブ会員情報」といいます）を登録します。
- 2.カード会員は、キッズクラブ会員情報に変更があった場合には、すみやかに当社に連絡するものとします。

第3条 キッズクラブ会員へのサービス

当社は、キッズクラブ会員に、キッズクラブ会員向けのサービスの案内を送付することがあるものとします。

第4条 キッズクラブ会員情報の利用

当社は、キッズクラブ会員情報を次の目的のために利用します。

- (1) 店舗開発、商品開発、商圈分析等の調査活動
- (2) 前条に規定するサービスのご案内、当社および当社関連会社の営業に関するご案内ならびに当社および当社関連会社の管理運営施設に関する情報（当該施設の店舗、テナント等に関する情報を含みます）のご案内。ただし、カード会員から当社に対し当該案内中止のお申し出があった場合、当社はこれを中止するものとします。なお、カード会員からの中止のお申し出は、第10条に記載の問合せ窓口へ連絡するものとします。

第5条 キッズクラブ会員情報の開示、訂正等

- 1.カード会員は、当社に対し、キッズクラブ会員情報を開示するよう請求することができます。この場合、当社は、適用ある法令に別段の定めがあるときを除き、遅滞なくこれに応じるものとします。
- 2.万一、キッズクラブ会員情報が事実と反することが判明した場合には、カード会員は、当社に対し、キッズクラブ会員情報の訂正、追加または削除を請求することができます。この場合、当社は、遅滞なくこれらに応じるものとします。

第6条 キッズクラブ会員情報の取扱いに関する不同意

当社は、カード会員が入会に必要な事項を入会申込書に記載しない場合もしくは事後かかる事項につき登録の削除を求める場合、または第4条に定めるキッズクラブ会員情報の利用について承認しない場合

は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。なお、第4条第2号に定める案内に対する中止のお申し出についてはこの限りではありません。

第7条 業務委託

- 1.当社は、キッズクラブ会員情報の取扱いを第三者に委託することがあります。
- 2.前項の委託にあたっては、当社は、委託先において個人情報の十分な保護がなされていることを確認した上で個人情報の保護に関する契約を締結し、適切な措置を講じます。

第8条 退会および会員資格喪失

以下の項目のいずれかに該当するときは、キッズクラブ会員は、キッズクラブ会員の資格を喪失します。

- (1) カード会員が退会を申し出たとき。
- (2) カード会員またはキッズクラブ会員が本規約に違反し、当社がキッズクラブ会員として不適格であると判断したとき。
- (3) カード会員が当社に通知等した事項につき虚偽があったとき。
- (4) キッズクラブ会員が12歳に達した後最初に到来する4月1日が経過したとき。
- (5) カード会員がカード会員資格を失ったとき。

第9条 キッズクラブ会員規約の追加、変更

本規約は、予告なく追加、変更することがあります。

第10条 問合せ窓口

本規約、キッズクラブ会員へのサービスおよびキッズクラブ会員情報についてのお問合せ、ご相談は「ヒルズカードカードカスタマーセンター」にてお受けいたします。

附則

第1条

- 1.平成26年6月11日付の本規約の改定（以下「本改定」といいます）において、本改定の前にヴィーナスフォートパスポートに付帯して運営されていたキッズクラブを改称し、ヴィーナスフォートキッズクラブとします。
2. 本改定において、本改定前の「パスポート会員」を改称し、「カード会員」とします。

平成26年6月改定